

流山ぐりーんバス高齢者割引制度改正に係る利用者等及び利害関係者の意見等と市の考え方

No.	意見等の要旨	市の考え方
1	対象者が申請する必要があるのか。	過年度の実績より、本制度の利用者は約4,000人です。 75歳以上の市内在住者が約27,000人であることを鑑みると、本制度の利用者は限定的と想定できるため、割引証発行に係る事務量と費用対効果を考慮し、申請制としました。
2	勤務先が流山市内の市外在住の方は対象外か。	割引証の発行により市内在住者の特定が可能になったことに加え、割引額は市の限られた財源で補填していることから、市外在住者は対象外としました。
3	なぜ75歳以上の方は半額なのか。(路線バスでやっていない割引を流山ぐりーんバスでやるのはおかしいと考える。自治会がぐりーんバスを誘致する理由の1つになっている。他の公共交通機関とのバランスが取れない。)	本制度は、高齢者の移動手段の確保と流山ぐりーんバスの利用促進を図るほか、高齢者福祉の向上を目的としています。 なお、市内を運行する民間バス事業者3社についても、それぞれ「高齢者向けの定期乗車券」の販売しています。
4	本年12月2日の保険証の新規廃止は理解できるが、12月3日以降に従前の保険証が無効にならないのであれば、急いで12月2日を施行予定とする理由が不明。 道路運送法手続きの国との調整や施行後の経過措置等について、市内の路線定期運行バス事業者十分に説明・調整してから協議願います。	令和6年12月2日以降に75歳を迎える方は、後期高齢者医療被保険者証が発行されないことから、12月2日に施行する必要があります。 また、猶予期間として令和7年7月31日までは、後期高齢者医療被保険者証の提示でも割引対象とします。 道路運送法手続きに関する国との調整は進めており、市内の路線定期運行バス事業者への十分な説明に努めます。
5	道路運送法第9条第5項は、バス事業者が国に届出る規定であるところ、流山市長が意見照会を行うのはなぜか不明である。	道路運送法第9条第5項では、「前項第一号に掲げる者(市町村又は都道府県)は、同項の協議(運賃及び料金の協議)をするときは、あらかじめ、公聴会の開催その他の住民、利用者その他の利害関係者の意見を反映させるための必要な措置を講じなければならない。」とされているため、流山市長が意見照会を行いました。
6	総論として反対する理由はないが、運賃制度の変更に係る話となるため、事前に丁寧な説明をしたうえで意見聴取をしていたきたい。	意見聴取前の十分な説明に努めます。